

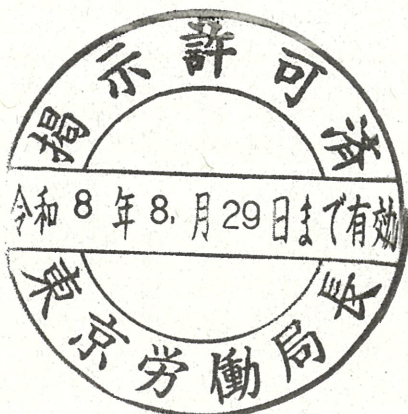
登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

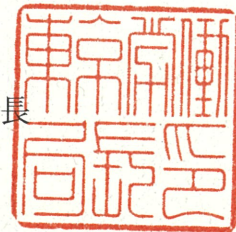
記

登録教習機関の名称	Y o c o - c r e a t i o n 株式会社
登録教習機関の住所	東京都千代田区神田三崎町 2-17-8 ドメス水道橋 2 階
代表者の氏名	代表取締役 宮川 洋子
事務所の名称	Y o c o - c r e a t i o n 株式会社
事務所の所在地	東京都文京区本郷 4-16-6 天翔オフィス後楽園 6 階 605 号室
登録番号及び行うことができる技能講習	衛第 111 号 有機溶剤作業主任者技能講習
登録年月日	令和 8 年 7 月 29 日
登録の有効期間の満了日	令和 13 年 7 月 28 日

令和 8 年 7 月 29 日



東京労働局長



登録教習機関の登録の公示について

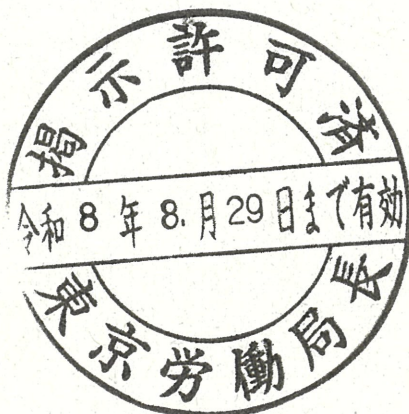
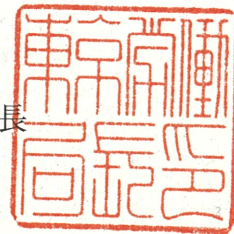
下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	Y o c o - c r e a t i o n 株式会社
登録教習機関の住所	東京都千代田区神田三崎町 2-17-8 ドメス水道橋 2 階
代表者の氏名	代表取締役 宮川 洋子
事務所の名称	Y o c o - c r e a t i o n 株式会社
事務所の所在地	東京都文京区本郷 4-16-6 天翔オフィス後樂園 6 階 605 号室
登録番号及び行うことができる技能講習	衛第 112 号 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
登録年月日	令和 8 年 7 月 29 日
登録の有効期間の満了日	令和 13 年 7 月 28 日

令和 8 年 7 月 29 日

東京労働局長



登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	Y o c o - c r e a t i o n 株式会社
登録教習機関の住所	東京都千代田区神田三崎町 2-17-8 ドメス水道橋 2 階
代表者の氏名	代表取締役 宮川 洋子
事務所の名称	Y o c o - c r e a t i o n 株式会社
事務所の所在地	東京都文京区本郷 4-16-6 天翔オフィス後樂園 6 階 605 号室
登録番号及び行うことができる技能講習	衛第 113 号 石綿作業主任者技能講習
登録年月日	令和 8 年 7 月 29 日
登録の有効期間の満了日	令和 13 年 7 月 28 日

令和 8 年 7 月 29 日

東京労働局長

